

酒々井町農業委員会 11月総会会議録

平成29年11月13日(月)

中央庁舎3階会議室

午後3時3分から午後4時41分まで

- 局長 それでは、定刻が過ぎましたので、会長お願いいたします。
- 会長 ただいまから平成29年11月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他1件ですので、よろしく申し上げます。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番相京文夫委員、1番宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、第1号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局長 第1号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、酒々井町酒々井在住者、譲渡人も同じく酒々井在住者で親子になります。申請地は、下台の農地3筆で、地目は田、面積は合計で1,147㎡です。申請理由ですが、譲渡人は高齢のため農業に従事できないので、贈与したいとのことです。譲受人の経営面積は、田と畑で50a以上の面積要件を満たしております。作付作目は、梅で、権利の種類等は、贈与による所有権移転とのことです。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、石井推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員の説明について、石井委員欠席のため、私の方からさせていただきます。
- 議長 それでは、現地調査結果を見て頂きたいと思います。まず、1の取得する農地の利用状況については、全て○がついています。2の権利取得後の常時従事状況についても、○です。3の周辺地域との関係についても全て○

で、特に意見は無いようでした。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 現地は随分前から耕作しており、既に梅の木が作付されています。

議 長 特にないようでしたら、第1号議案 農地法第3条許可申請について、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。譲受人は、千葉市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地で、地目は畑、面積は445㎡です。申請理由は駐車場用地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。5ページ、6ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年12月1日着工、平成30年1月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、文化財保護法の申請書が平成29年10月24日に提出されております。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接に農地がありますが、駐車場用地として利用し、建物は建築しないので、日照・通風への影響はありません。また、隣接農地との境界部分にH鋼、PC板にて土留めをし申請地より10cm高く設置するので、土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 事業者は〇〇〇という落花生屋で、墨に来て長いのですが、駐車場が少なく、店舗の前に路上駐車している状態です。駐車スペースが足りないため、駐車場用地を探していたとのこと。特に問題ないと思われます。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 私、代理人の〇〇〇〇の〇〇と申します。本日はありがとうございます。簡単に説明させていただきます。今回申請人である〇〇〇というピーナッツ屋は、墨で製造・一部販売を行っておりまして、先代の時からずっとやっています。新しい社長になって、既設の建物が大きいものですから、その前面に停められるのは4、5台程度のため、今後事業を拡大するなかで、生産性を向上するためにはパートも増やさないとはいけません。そこで、

前面の土地をお借りして、そちらにトラックもしくは繁忙期になると従業員が10人以上来ますので、その人たちの駐車場にしたいと考えています。また、買い物のお客さんが道路に停めてしまう場合がありますので、早急に駐車場を確保したいということで、今回、前面の土地の所有者の方をお願いして、農地を借りることになりました。現地は、建物を建てるわけではありません。現状の外枠にH鋼を打ち込んで、30cmのコンクリートの板を2、3段入れて土留め替わりにさせていただきます。雨水・土砂等が隣接の畑に流出しないように仕上がり前よりも10cm上げる計画です。今回は、区域内は舗装ではなくて碎石なので、基本的には雨水等は滲みていくと思われまます。隣接の農家に迷惑が掛からない様に出来るだけ配慮させていただきます。面積については、445㎡です。その一筆をお借りして駐車場を作りたいと考えております。工事中は安全を図るため、出入口のところに誘導員を1、2名配置して地元の車をできるだけ優先しつつ、交通上の問題が無い様に対応させていただきます。隣接の〇〇さんには社長が申請内容について説明しましたが、特に反対等はなく了解頂きました。この会社につきましては、本社は千葉にあり、酒々井の工場は生産と一部販売がメインとなっております。千葉にも販売店がありますが、酒々井の工場で製造したものをそちらでも売っています。年間の売上は3億から4億ありますが、これを増やしていきたいとの社長の考えです。事業の拡大には、季節アルバイト・パートを増やして生産能力を上げる必要がありますが、そのためには駐車場が必要です。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 道路際は土留めをしますか。

申請代理人 道路際の6mの入り口部分は施工できませんが、それ以外は全て囲います。道路にも雨水や土砂が流出ないように、駐車場から10cm以上上げて、土留めはさせていただきます。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、第3号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第3号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について、説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。当町の農地利用最適化推進委員の定数は、町条例により6名となっており、7月21日付けで推進委員6名を設置しましたが、そのうち1名が欠員となったため、農業委員会として選任し委嘱することとなりました。資料に掲載している方につきましては、先の募集の結果、農家組合長から推薦のあった方になります。詳細につきましては、12ページをご覧くださいと思います。これは、推薦及び応募状況の最終として町ホームページに掲載させていただいているものであります。選任に当たっては、13ページの農業委員会等に関する法律（農地利用最適化推進委員の委嘱関係抜粋）をご覧くださいと思いますが、ご推薦いただきました1名の候補者につきましては、調査の結果推進委員になれる要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。以上踏まえまして選任いただければと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任については、選任することに決定します。

議長 次に、専決処理報告に移ります。初めに、農地法第18条第6項の規定に

よる通知について、報告をお願いします。

局長 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。これは、期間満了前に賃貸借を解約したときは、農業委員会に通知しなければならないという規定に基づくものです。賃貸人は、墨在住者、賃借人は、尾上在住者です。届出地は、墨の農地4筆、地目は田、面積は合計で4,923㎡です。備考ですが、本貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成27年12月1日に告示し、平成30年11月30日までの賃貸借でしたが、賃借人から賃貸人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのこと。

議長 続きまして、農地法第5条の届出について、報告をお願いします。

局長 農地法第5条の届出について、説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。譲受人は、成田市在住者、譲渡人は、酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は435㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年9月28日付け、酒農委第5号の12で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議長 他にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議長 次に、その他について、事務局から何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 特にありません。

議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局長 4日の月曜日はいかがでしょう。

議長 ただ今、4日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、4日の月曜日で決定させていただきます。

ます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。